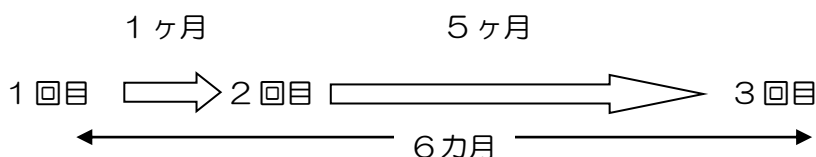


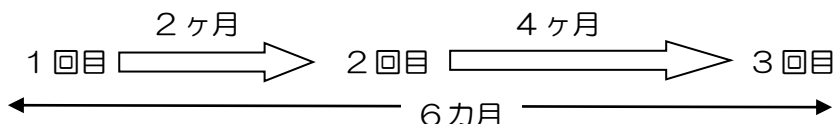
子宮頸がんワクチン予防接種のお知らせ

サーバリックス及びガーダシルは、子宮頸がんをおこしやすいタイプであるHPV16型と18型の感染を防ぐことで子宮頸がんの原因の50～70%を防ぐことができます。シルガード9は、HPV16型と18型に加え、ほかの5種類のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80%～90%を防ぎます。HPVワクチンを接種することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。

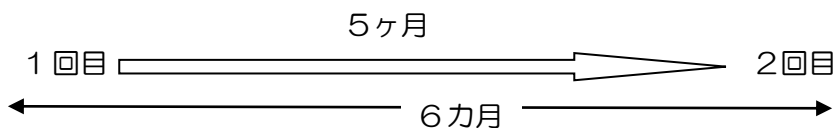
- 1 **対象者** 接種時において多摩市に住民登録がある小学6年生～高校1年生相当年齢の女子
※標準的な接種期間は中学校1年生相当年齢
 - 2 **接種期間** 小学6年生～高校1年生相当年齢の年度末まで
 - 3 **実施場所** 市内指定医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」参照）
 - 4 **接種費用** 無料（上記の接種期間で接種する場合）
 - 5 **接種の受け方** ① 必ず医療機関に予約をしてください。
② 次のものを持参のうえ、体調の良いときに接種を受けてください。
・同封の予診票 ・母子健康手帳 ・本人確認書類（医療証や保険証など）
・2回目以降の接種を受ける方は接種済証（母子健康手帳に接種済印のある場合は不要）
 - 6 **接種回数** 下記のとおり（接種完了までに約6か月かかります。）
ワクチンは、「サーバリックス」「ガーダシル」「シルガード」の3種類があります。接種するワクチンは医療機関にご相談ください。
接種するワクチンによって接種間隔が異なります。
- サーバリックスを接種する場合 初回接種から1ヶ月後に2回目、初回から6ヶ月後に3回目



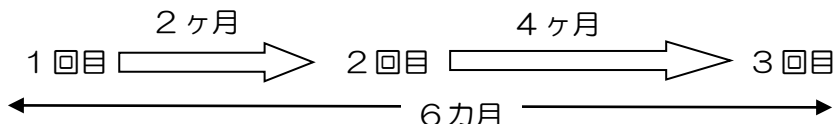
- ガーダシルを接種する場合 初回接種から2ヶ月後に2回目、初回から6ヶ月後に3回目



- シルガードを接種する場合（初回接種を15歳の誕生日前日までにする場合）
初回接種から少なくとも5か月以上あけて2回目



- シルガードを接種する場合（初回接種を15歳の誕生日当日以降にする場合）
初回接種から2ヶ月後に2回目、初回から6ヶ月後に3回目



※同じワクチンを3回接種することで予防効果が得られるとされていますので、初回に接種したワクチンで3回目まで接種を受けてください。

- 7 注意 接種の際には、原則保護者の同伴が必要です。裏面の説明書を必ずお読みになり予診票に記入・署名の上、接種を受けてください。13歳以上16歳未満の方でやむをえず保護者が同伴できない場合は、同封の「予診票」と「同意書」の両方に保護者が署名し、お子様に持たせてください。2回目以降の予診票は医療機関でお受け取りください。13歳未満の方は保護者の同伴なしでの接種は受けられません。

子宮頸がんヒトパピローマウイルス(HPV)感染症について

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、ヒトにとって特殊なウイルスではなく、多くのヒトが感染し、そしてその一部が子宮頸がん等を発症します。100種類以上の遺伝子型がある HPV の中で、子宮頸がんの約 50～70%は、HPV16、18 型感染が原因とされています。HPV に感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～数十年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは国内では年間約 1 万人以上の女性が発症し、年間約 3,000 人の女性が死亡すると推定されています。

予防接種の効果

現在国内で定期接種として接種できる子宮頸がん予防ワクチンは、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出される HPV16 型及び 18 型に対する抗原を含んでいる 2 価ワクチン(サーバリックス)と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫の原因ともなる 6 型、11 型も加えられた 4 価(ガーダシル)があります。また、31 型、33 型、45 型、52 型、58 型が加えられた 9 価ワクチン(シルガード9)も承認され、令和 5(2023)年 4 月から定期予防接種化されました。HPV 未感染者を対象とした海外の報告では、感染及び前がん病変の予防効果に関して、各ワクチンとも高い有効性が示されており、初回性交渉前の年齢層に接種することが各国において推奨されています。ワクチン接種を受けた場合でも、免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まれている型以外の型による子宮頸がんの可能性はあり得るので、定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

副反応

副反応としては、注射部位の疼痛、発赤及び腫脹などの局所反応と、軽度の発熱、倦怠感などの全身反応がありますが、その多くは一過性で回復をしています。医療機関から副反応の疑い例として報告されたうちの重篤症例(報告者が重篤と判断するもの)の発生頻度は、サーバリックスは 0.0079%、ガーダシルは 0.0054%、シルガードは 0.0006%です。(販売開始から令和 5(2023)年 9 月 30 日までの数値)

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課までご相談ください。

ワクチン接種を受けたあとも定期的な子宮がん検診は必要です

ワクチン接種を受けた場合でも、免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まれている型以外の型による子宮頸がんの可能性はあり得るので、定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

【問合せ】多摩市健康福祉部健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-001 多摩市関戸 4-19-5 TEL 04 2-376-9111